

序 章

1. 制度改正の趣旨

現在、情報技術（IT）の活用により、情報の交換がこれまでにない密度・範囲で行われ、社会・経済活動の抜本的変革が世界的規模で急速に進行している。特に、インターネットの普及に伴う電子商取引等ネットワーク上での事業活動の拡大には目覚ましいものがある。ITの発展は、経済活動において情報コストを低下させる効果があるばかりでなく、取引形態・事業形態などの転換により、多様なビジネスの可能性を提供し、新たな産業の創出・育成の源泉となり得る。こうしたITの活用を通じた新規産業の創出と産業の効率化により、経済構造の高度化と国際競争力の強化、更にはそれらを通じた持続的な経済成長と雇用の拡大が期待される。このようなIT化社会において、知的財産制度が、ネットワーク上を流通するコンテンツの創出を促し、また、ネットワーク上での事業活動において信用を保護する制度的環境を提供するためには、こうした経済社会の変化に即応した制度の整備が要請される。

他方、近年の知的財産の重要性の高まりや創造的な技術開発を背景として、特許出願件数は増加の一途をたどっており、同時に、経済のグローバル化が進展しメガコンペティション時代を迎えたことを反映し、複数国にまたがる特許出願の件数も増大している。こうした状況に対応すべく、審査・出願事務の迅速化及び制度の国際調和が要請されるとともに、これらを通じた出願人の負担軽減が期待されている。

平成14年になされた産業財産権諸法の改正は、このような認識の下、ネットワーク化した社会に対応する知的財産制度を構築するためにサイバースペースの特性を捉えた制度の整備、迅速・適確な審査、更なる国際調和が要請の推進といった観点を基本として知的財産制度を見直したものである。

サイバースペースの特性を捉えた制度の整備としては、特許については、コンピュータ・プログラムそれ自体（＝無体物）について特許法で保護される範囲を明確化すべく発明の実施の定義の改正がされた。また、権利保護を強化する観点から、特許法、実用新案法、意匠法において、侵害に用いる部品を供給する行為等を侵害とみなす間接侵害規定を見直し、主観的要件を導入して成立範囲を拡大する改正を行った。商標については、ネットワークを介した商品流通、サービス提供及び広告等の事業活動に対応するため、ネットワーク上を流通する商品に標章がデジタル情報として組み込まれている場合、情報提供サービス等で標章が端末画面等に現れる場合及びネットワークを活用した広告・商取引に標章が用いられる場合の各場合が標章の使用に含まれることを明確化するよう、標章の使用の定義が改正された。

また、迅速・適確な審査を促進するために、特許出願について出願人が有する先行技術文献情報を出願の際に審査官に開示する制度を導入した。

さらに、国際調和を一層推進し、出願人の負担を軽減する観点から、特許出願・実用新案登録出願の方式を他の先進国や国際特許出願に整合させるため、明細書から請求の範囲を分離する改正が行われた。一方、国際特許出願に係る手続について、国内書面提出期間を延長するとともに、外国語特許出願について国内書面と同時に提出しなければならないとされていた日本語による翻訳文について、国内書面の提出の日から二ヶ月以内に翻訳を提出できることとする改正が行われた。商標については、従来一括して納付すべきとされていた国際商標登録出願に係る個別手数料について、出願時と登録時とに分割して納付できるよう改正が行われた。

上記の他、今回の改正では、世界貿易機関の加盟国における出願に基づく国際特許出願について、パリ条約の例による優先権の主張手続に関する規定を適用しないとする改正、国際商標登録出願については、商標登録を受けようとする商標の補正をすることができないことを明確にする改正が行われた。

2. 改正法成立までの沿革

今回の制度改正の内容は、2001年（平成13年）5月に産業構造審議会知的財産政策部会において法制小委員会の設置が決定され、同月より小委員会における検討が開始され、計7回にわたる審議を経て、同年12月の同部会の報告書「ネットワーク化に対応した特許法・商標法等の在り方」としてとりまとめられた。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、同報告書を踏まえて策定され、2002年（平成14年）2月19日に閣議決定された後、同年2月21日第154回通常国会に提出された。同法案は、参議院において、4月4日に同経済産業委員会における質疑、採択を経て、4月5日の本会議において可決された。また、衆議院においては、同経済産業委員会における4月10日の質疑及び採択を経て、4月11日の本会議において全回一致で可決・成立した。

同法は、平成14年4月17日に平成14年法律第24号として公布された。施行日は、公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日と規定されているが、平成14年6月19日に公布された特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第213号）により平成14年9月1日と定められた。ただし、特許法及び実用新案法の間接侵害規定の拡充の改正並びに商標法の国際商標登録出願における個別手数料の二段階支払制度関連の改正については、4月17日から1年以内の政令で定める日、請求の範囲の明細書からの分離については、4月17日から1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行する。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

平成13年5月11日 産業構造審議会第1回知的財産政策部会（知的財産政策の課題、当面の検討事項について、法制小委員会の設置について）

<法制小委員会>

- 平成13年5月25日 第1回小委員会 (IT社会化に対応した法制上の課題)
- 6月13日 第2回小委員会 (特許法上のプログラム等の取扱い)
- 7月3日 第3回小委員会 (特許法上のプログラム等の取扱い)
- 7月25日 第4回小委員会 (商標法上のプログラム等の取扱い、
ネットワーク社会の拡大とサービス(役務)の概念の
変化、特許法における間接侵害規定のあり方について)
- 9月3日 第5回小委員会 (複数主体の関係する特許権侵害とその
救済、ネットワーク上の特許・商標権侵害についての
仲介者責任の在り方)
- 9月27日 第6回小委員会 (迅速かつ適確な審査の促進に向けた
制度改正、これまでの議論のまとめ)
- 10月12日 第7回小委員会 (産業構造審議会知的財産政策部会法制
小委員会報告書(案)について)

<報告書のとりまとめから施行まで>

- 平成13年12月3日 産業構造審議会第2回知的財産政策部会(産業構造審
議会知的財産政策部会法制小委員会報告書について、
弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与につい
て、知的財産制度をめぐる国際的動向について、今後
の検討課題について)
- 平成14年2月19日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定
- 2月21日 同法第154回通常国会提出
- 4月1日 参議院経済産業委員会付託
- 4月2日 参議院経済産業委員会趣旨説明
- 4月4日 参議院経済産業委員会質疑、採決(全会一致)
- 4月5日 参議院経済産業本会議可決(全会一致)
- 4月5日 衆議院経済産業委員会付託
- 4月9日 衆議院経済産業委員会趣旨説明

- 4月10日 衆議院経済産業委員会質疑、採択及び附帯決議（全会一致）
- 4月11日 衆議院本会議可決・成立（全会一致）
- 4月17日 「特許法等の一部を改正する法律」公布（平成14年法律第24号）
- 6月19日 「特許法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令」（平成14年政令第213号）、「特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正する政令」（平成14年政令第214号）公布
- 8月1日 「特許法施行規則等の一部を改正する省令」（平成14年経済産業省令第94号）公布
- 9月1日 施行（平成14年政令第213号）
（ただし、特許法及び実用新案法の間接侵害規定の拡充の改正及び商標法の国際商標登録出願における個別手数料の二段階支払制度関連の改正については、4月17日から1年以内の政令で定める日、請求の範囲の明細書からの分離については、4月17日から1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行する。）